

## 若年者の消費者トラブル防止啓発展示を実施します

若年者に今、知って欲しい消費者トラブルをクイズも交え展示や動画で紹介します。

### 1 概要

若年者は社会経験が乏しく消費者被害に遭いやすいとされています。そこで若年者に多い消費者トラブル防止の啓発展示を実施します。

名称：「#闇バイト #副業 だまされた #消費者トラブル」

期間：令和8年1月5日（月）正午～令和8年1月19日（月）正午

※期間中にすわっチャオにてイベントあり

場所：駅前交流テラスすわっチャオ イベントスペース、諏訪市図書館2階

主催：諏訪市市民課（諏訪市消費生活センター）

### 2 内容

（1）若年者に知って欲しい消費者トラブルを展示と動画で紹介

（2）今年度インターンシップ参加者が考案したポスターを展示

（3）イベント

- ・マジックハンドでゲットエシカル消費 1月7日（水）、15日（木） 9時30分～11時30分
- ・掲示物を見てクイズに挑戦 1月7日（水）、15日（木） 14時～16時



〒392-8511 長野県諏訪市高島1-22-30  
長野県 諏訪市 市民環境部  
市民課 市民窓口係  
(諏訪市消費生活センター)  
(担当) 河西  
電話 0266-52-4141 (内線116)  
FAX 0266-52-8166  
メール shimin@city.suwa.lg.jp

# 消費者トラブル防止啓発展 ～若年者編～



若年者に多い消費者トラブル防止啓発の展示を行います

■日 時 令和8年1月5日(月)～1月19日(月)

■会 場 駅前交流テラスすわっチャオ イベントスペース

★期間中諏訪市図書館2階でも展示実施！

## 「#闇バイト #副業 だまされた #消費者トラブル」

今、知ってほしい！若者に多いトラブル4選

No.1 儲け話、副業 ▶甘～い話に要注意！

No.2 通信販売 ▶SNS広告に要注意！

No.3 脱毛・エステ ▶男女ともにトラブル多！

No.4 引っ越し ▶部屋のクリーニング費用誰が払う？

相談は、  
消費者ホットライン  
188

|| ▶ ⟲ 1:23 / 4:56

□ ▶

## 展示期間中 イベント もあります

＼イベントではオリジナルバッグやお菓子をプレゼント／

1月 7日(水)①9時30分～11時30分 ②14時～16時

1月15日(木)③9時30分～11時30分 ④14時～16時

★令和7年度インターンシップ参加者が考案したポスターの展示も  
おこないます